

フィリピン農業発展における地主の役割 (I)

The Role of Landlords in Philippine Agricultural Development: An exploratory study,
by Enriqueta A. Bernal (M. A. thesis submitted to the College of Agriculture, University
of the Philippines, May 1967).

うめ 梅 原 弘 光

はじめに

I 地主とその土地所有

II 農場経営

(以上本号)

III 地主・小作関係

IV リスク・オリエンテーションと土地所有への態度

はじめに

フィリピン研究において地主制の研究はとくに重要な意義をもつが、それは単に地主制の展開がはなはだしく広範におよぶことによるだけでなく、地主制こそがフィリピン経済構造の従属的性格を内部的に規定する基本的契機であり、従属的構造のなかでそれが温存されるという関係にあること、したがってフィリピン社会経済の構造は、地主制を基軸としてそれをめぐる諸関係のなかで把握されなければならないからである。かかる問題提起はこれまでのフィリピン研究のなかで繰返し行なわれてきた点であるが、にもかかわらず地主制の研究は、土地制度史研究を除くと実態に正面から取り組まれることがほとんどなかった。わずかに、地主・小作関係等についてもつばら小作の側からの調査研究がみられるだけである。なぜそうであったかという点、一つには地主への接近それ自体がはなはだ困難であること、しかも地主がその経済面に関する情報提供に対してひじょうに忌避的であること、加えて地主についての客観的資料、とくに公文書・記録類がたいへん不備であること、等によつたとと思われる。

ここに取り上げて要約紹介を試みようとする論文は、1967年にフィリピン大学農学部農業経済学科に提出された修士論文である。それは、主として地主制の実態に関する単なる記述的研究報告でしかなく、データについてもいささか整合性を欠く部分もみられるが、にもかかわらずここに取り上げたのは、同論文が従来数少ない地主制研究の一つであり、とくに地主の側から接近を試みた唯一の研究といえるからである。これによって今後の

研究にたいする一つの貴重な手掛りが与えられたこともまた確かである。

この論文の主たるねらいは、フィリピン地主制の実態を明らかにする点におかれ、全体は大きく分けて地主とその土地所有、農場経営、地主・小作関係とその類型、地主の投資性向、の四つからなる。利用されているデータおよび情報はすべて面接調査によるもので、米作地帯(とくにブラカン〈Bulacan〉州とヌエバ・エシハ〈Nueva Ecija〉州)とココヤシ地帯(とくにケソン〈Quezon〉州とラグナ〈Laguna〉州)から小作農場率の高い町(municipality)を選び、課税台帳(tax record)をもとにそれぞれ120人、60人の土地所有者(最低5ヘクタール)を無作為抽出し、1965年5月から7月までの期間に調査を行なった。

なお、論文のなかで米作地帯の地主とココヤシ地帯の地主の対比が随所に見られるが、この対比自体十分意義があるとは認め難く、以下の要約紹介ではもつばら米作地帯に関するデータ、記述をとりあげることにした。また、紙数の制約から全体を2度に分けて紹介することをあらかじめ断わっておく。なお以下に掲載した表はすべて上記論文からとりだしたものである。

I 地主とその土地所有

従来から行なわれてきた地主の分類は、一義的には地主の居住地と所有農地との空間的隔たりの度合を基準としたもので、地主がその所有農地の所在地に居住している場合に在村地主(resident landlord)、そうでない場合に不在地主(absentee landlord)とされる。フィリピンの実情についてもこれらの分類がもちろん可能であり、また意義をもつのであるが、とくに地主所有地の分散的傾向の強いことを考慮に入れると、両者の中間的存在として在郷地主(resident-absentee landlord)という類型を追加する必要がある。調査対象地主112人を上記三つの類型に分類しその土地所有を規模別に示すと第1表の

資料

ようになる。つまり、在村地主51、在郷31、不在30である。

第1表 土地所有規模別・類型別地主数 (単位:人)

土地所有規模 (ヘクタール)	地主総数	地主の類型		
		在村	在郷	不在
5~9	5	3	—	2
10~49	60	40	11	9
50~99	20	5	9	6
100~199	13	2	6	5
200~299	7	1	5	1
300~	7	—	—	7
合計	112	51	31	30
地主1人当たり 平均 (ha)		37.4	96.0	287.9

所有規模は最小がいくらでもなく5ヘクタール、最大が3741ヘクタールで、300ヘクタール以上の規模階層にはいる7人のうちには1000ヘクタールを越える地主が最大のものを含めて2人みられる。地主類型別に所有規模をみると、概して不在地主のそれが著しく大きいことが知られる。もちろん、このなかにも50ヘクタール未満といった比較的小規模のものも含まれているが、第1表の最大規模階層はすべて不在地主によって独占されており、地主1人当たりの平均が300ヘクタールちかくにも達している。つづいて在郷地主の所有規模が大きく、平均96ヘクタール、在村地主がもっとも小さく平均37ヘクタールである。

土地所有がはなはだしく分散なことはフィリピンにおける地主的土地所有に関して著しく特徴的な傾向であるが、そのことは第2表からもはっきりとうかがえる。地主の多くはかれらの所有する農場団地数を即答できる場合は少なく、したがって第2表の基礎となったデータは必ずしも確かとはいえないが、それでも地主1人当たりの所有農場団地数は平均4.40となる。

次に土地の所有形態についてみると、もっとも一般的には個人所有 (individual) または夫婦共有 (conjugal) の

第2表 土地所有の分散傾向

農場団地数	地主数 (人)
1~3	46
4~6	43
7~9	10
10~	12
不明	1
合計	112

第3表 土地所有形態別地主数 (単位:人)

形態	総数	地主類型別		
		在村	在郷	不在
個人所有	38	15	9	14
夫婦共有	40	20	9	11
共同所有	21	8	8	5
混合法	1	—	1	—
混合	12	8	4	—
合計	112	51	31	30

形態をとっているようである(第3表参照)。兄弟姉妹による共同所有 (communal) もかなりみられるが、その場合通常共同所有者のうちのだれかが代表して農場の経営にあたり、収穫からの地主取得分は所有者間で均等に分配される。この他、所有地のある部分は個人所有、別の部分は夫婦共有、また他の部分は共同所有といった複合的所有形態もあって、これを第3表では混合所有とした。かかる所有形態と地主の類型との間にはべつだん関係を認めることはできないようである。

ところで、地主がいかなる方法で現在の土地を所有するようになったか、つまり土地所有の経緯を調査対象地主について示すと第4表が得られる。経緯としては相続、購入、または相続した地片にさらに購入によって所有地を増大した相続・購入の三つがもっとも一般的である。とくに注目しなければならないのは、購入あるいは相続・購入による地主が112人中82人とひじょうに大きな割合を占めていることで、そのことは中部ルソンの米作地帯で土地の売買が意外に多く行なわれていることを示すものである。その場合、売買の対象となるのは通常小規模の農地で、比較的規模の小さい地主の間にそれがみられるようである。そのことは、第4表において在村地主のなかに購入または相続・購入によるものが多くなっていることから明らかとなる。これにたいして不在地主のなかにみられるような大土地所有の場合は相続が中心で、相続・購入による場合でもその大半は相続部分である。

第4表 土地所有への経緯 (単位:人)

土地所有権 獲得方法	総数	地主類型別		
		在村	在郷	不在
相続	27	9	9	9
購入	38	17	8	13
相続・購入	44	24	12	8
購入・借入	3	1	2	—
合計	112	51	31	30

なお、フィリピンの土地所有における所有地の分散的傾向は、均分相続という相続形態と同時に上述の購入による土地集積に大きく起因している。

第5表 小作保有規模別地主数 (単位: 人)

小作保有規模(人)	総 数	地 主 類 型 別		
		在 村	在 郷	不 在
1~9	50	34	8	8
10~19	25	9	9	7
20~39	21	5	10	6
40~59	5	3	2	—
60~	11	—	2	9 ⁽¹⁾
地主1人当たり 平 均		11	24	61

(注) (1) うち5人は100人以上、2人は80~100人である。

地主の保有する小作人数は第5表のとおりである。これは、いうまでもなく地主の所有地規模に呼応するのであって、それが最大であった不在地主の平均が61人、つづいて在郷地主の24人、在村地主11人となる。これら小作人は土地所有が相続される場合そのまま変更されることなく、また購入の場合も変更のないのが普通のものである(第6表参照)。しかも、現在の小作人はその親が死亡または引退したとき小作地を受け継いだ者がほとんどであるといわれる。もちろん、地主の多くは小作人を自由に選択することを望むが、現在の小作を一方的に変更することは多くの問題を伴い、したがって現状に甘んじているということであった。もちろん、小作人が転出したり自ら小作地を放棄した場合には、地主は他の小作人からの出願を待って選択するか、または地主が直接に特定の農民にたいして小作を依頼するのである。

一般的に地主の教育程度は高く、調査対象地主の半分

第6表 小作人獲得の経緯(回答数)

小作獲得の経緯	総 数	地 主 類 型 別		
		在 村	在 郷	不 在
親の代からそのまま継承	48	20	11	17
小作から出願	24	14	7	3
地主から要請	7	4	3	—
土地購入時のまま無変更	16	7	5	4
一部継承・一部出願	7	1	4	2
一部継承・一部転入	14	11	—	3
一部要請・一部出願	1	1	—	—
不明(回答なし)	6	4	—	2
合 計	123	62	30	31

以上が大学教育修了者であった。その場合、在村地主より不在地主のほうにより高い教育取得者が集中してみられる。また、地主の大部分が小作料以外に収入源もっていて、小作料だけに依存している地主はひじょうに稀である。主たる職業としては企業経営、自営業、弁護士などの専門的職業などで、なかには地方あるいは中央政府の官吏などもみられる。

ところで、「地主 (landlord)」という言葉は単に土地所有者というだけでなく通常一定の社会的地位を内包する概念である。フィリピンではプロペタリオ (propetario) という言葉が英語の landlord にほぼ相当するものとして用いられるが、ここで「地主」の概念について若干検討を加えておこう。

第7表 “地主 (landlord)” 概念に関する回答状況

回 答 内 容	回答分布 (%)
(肯定的)	
判定基準を土地所有規模とするもの	43
判定基準を社会的地位とするもの	8
判定基準を地主・小作関係とするもの	28
判定基準を企業活動への関心とするもの	5
(否定的)	
“土地所有者(landowner)”と呼ばれない (“地主”とは植民地主義的だ) 自分は“地主”と思わない	11
わ か ら な い	1
	4
合 計	100

調査対象地主112人から得た回答を吟味すると、「地主」として認める場合の積極的基準としては第7表に示されるような四つがみられる。つまり、土地所有規模、社会的地位、地主・小作関係、企業活動への関心、である。このうちとくに土地所有の規模を基準とする見解がもっとも多く、全体の43%に達している。ただし、その場合の具体的な規模については、少なくとも1000ヘクタールとするものから10ヘクタール以上とするものまであって回答の幅がはなはだしく広い。

つづいて地主・小作関係と回答したものが28%みられ、関係のあり方としては地主の小作にたいする恩情的側面が共通して強調された。たとえば、「小作にたいして思いやりがあること」とか、「小作を親戚同様に扱う」、「父親のようにふるまう」、「小作人の生存に必要なものはなんでも与える」といった意見が多くみられる。

社会的地位に関しては経済的に付近の住民から一段と富裕であることを必要条件とし、その基盤に立って他人から常に尊敬されていること、レーション (ration—

小作にたいする親の前貸し)を与えるだけの余力のあること、旧カシケ (cacique——スペイン統治時代の村落の首長、後にフィリピン社会における一大土地所有者階級となる)、旧スペイン人高官のごとくふるまえること、などである。この他、企業活動に関心をもっていることが「地主」の条件であるとしたものが5%みられる。

以上から、フィリピン社会で「地主」と呼ばれるためにはかなりの規模の土地を所有し、小作との関係において恩情主義的であることが最低限必要であるように思われる。とはいうものの、ここで注目しておかなければならないのは、「地主」という概念にたいする否定的見解がみられることである。つまり、「地主」という言葉は封建的、あるいは植民地的性格を内包するが、その限りで今日のフィリピンの地主にはあてはまらないとした見解である。それが単に意識上のことにせよ、全体の11%もみられることは地主の性格の変化を示唆していると考えられ注目に値する。

II 農 場 経 営

まず最初に地主の農場経営への参加の仕方についてみよう。前節において試みた地主の分類は、あくまでも地主の居住地と所有農地の空間的隔たりを基準としたものであって、それがかなりの程度まで地主の性格を反映するとしても必ずしも正確ではありえない。そこで第8表によって経営参加の仕方を見ると、112人中70人は地主自身または家族員が、農場経営を監督ないし指揮しており、残りの42人は農場差配人 (overseer)、農場手伝い人 (farm helper)、小作人等第3者に経営を完全に委ねている。本稿では前者を経営地主 (managing landlord)、後者を非経営地主 (non-managing landlord) と呼ぶことにする。その場合在村地主のほとんどが経営地主であり、在郷地主、不在地主の大半が非経営地主であることが第

第8表 地主類型別農場経営形態 (単位: 人)

農場経営者	地主総数	地主類型別		
		在村	在郷	不在
地主自身	50	43	7	—
地主の家族員	20	3	5	12
第3者	42	4	20	18
農場差配人	22	—	9	13
農場手伝い人	3	1	2	—
小作兼差配人	9	1	6	2
小作人	8	2	3	3
合計	112	50	32	30

8表からうかがえる。

第9表 農場管理のタイプ別・経営単位規模別収量水準

経営単位規模 (ヘクタール)	農 場 管 理 者					
	地 主		農場差配人		小 作 人	
	件数	平均収量 (cav.)	件数	平均収量 (cav.)	件数	平均収量 (cav.)
1.0~1.99	14	57	2	60	5	57
2.0~2.99	21	54	16	54	8	45
3.0~3.99	26	48	22	46	7	46
4.0以上	18	46	22	47	2	40

第9表は異なるタイプの農場管理のもとでの収量水準を経営単位規模(小作人当たりの耕作地規模)別に示したものである。これによると、農場管理者のタイプに関係なく、経営単位規模が小さくなるほど収量水準が高くなる傾向を認められるが、それはフィリピンの小作経営とその技術水準のもとでは経営規模が小さいほど資源のより効率的利用が実現されるという関係の存在を示すものであろう。農場管理のタイプ別には農場差配人の場合が地主あるいは小作人の場合と比較してより高い収量水準にある。これは、後述するように農場差配人への報酬が収穫量基準であることによるとと思われる。

フィリピン地主制のもとにおける小作形態には分益小作と定額小作の二つがみられるが、いうまでもなく前者が断然支配的である。本調査においても対象地主112人中91人までが分益制をとっており、他の16人は分益制と定額制を合わせ行ない、定額制だけをとっているものはわずか5人にすぎない(第10表参照)。したがって、経営・非経営地主をとわず大多数が分益制を採用しているのであるが、定額制についてみると非経営地主のほうにより多くみられる。とくに、定額制のみをとっている地主5人がすべて非経営地主であることは注目しなければならないまい。

ところで、一口に分益制といってもその分益比率にはいろいろあって、もっとも伝統的かつ一般的な50—50のほか、地主側に有利な45—55から小作側に有利な55—45、60—40、70—30、75—25までみられる。しかも、地主によっては同一人が異なる分益比率を併用している場合もいくつかみられる。これらの分益比率は一定の天引き経費部分が差し引かれた純収穫にたいして適用されるのであって、もっとも標準的な50—50の場合についていうと、だいたい種子代、脱穀費、肥料代、水利費がまず天引きされ、残余が折半対象となる。そもそも分益小作制においては、収穫物の分益比率は生産費の分担方式とセットになっていて、上述のような分益比率にみられる差異は

第10表 小作形態別地主数 (単位:人)

小作形態	総数	経営地主	非経営地主
分益	81	52	29
45-55	4	2	2
45-55, 60-40	1	—	1
45-55, 70-30	1	—	1
45-55, 75-25	1	1	—
50-50	58	39	19
50-50, 45-55	2	2	—
50-50, 70-30	3	2	1
55-45	4	3	1
60-40	2	1	1
70-30	4	2	2
75-25	1	—	1
分益と自作	10	9	1
45-55	2	1	1
50-50	8	8	—
分益と定額	16	7	9
45-55	3	3	—
50-50	12	4	8
75-25	1	—	1
定額	5	—	5
合計	112	68	44

(注) 表中の分益比率は左側が小作分、右側が地主分である。

地主・小作間での費用分担の相違にもとづく。たとえば、第11表に示されるように、分益比率が地主側にもっとも有利な45—55においては天引き経費ならびに地主負担経費部分が最高であり、分益比率が小作側に有利となるにつれてそれが縮小し、75—25の比率においてはほとんど皆無にちかくなる。もちろん、同一分益比率のもとでは費用分担もすべて同一であるかという点必ずしもそうではないが、比率が小作に有利になるにつれて地主の費用分担が縮減されるという傾向ははっきりとかがうことができよう。なお、分益比率45—55の場合にかぎって役畜は地主によって提供されるのが普通となっている。

第11表は地主ならびに小作のヘクタール当たり収米取得得点を分益比率別に示したものである。同表中アガッド(agad)とあるのは、小作が収穫前に自家消費のために水田の一部を刈り取る慣行のことで、フィリピンの分益小作制のもとで通常許可されている小作人特権(farm privilege)である。詳しくは次節で述べられるが、この部分は分益の対象とならない。したがって、粗収穫からこのアガッドと天引き経費部分を差し引いた残りが純収穫として地主・小作間で分取される。その場合、小作取得得

には上述のアガッドが加わってくるので45—55の比率の場合以外はすべて地主取得得点を上回る結果となる。土地収益(return to land)をみると、第11表の事例中ヘクタール当たりの収米水準が最高で、しかも地主負担経費が激減する60—40の分益比率においてももっとも高くなっている。

第12表は上表をパーセント表示したものである。これから、さきに指摘した分益比率の変化と天引き経費部分の関係がいつそう明瞭にうかがえる。つまり、天引き経費が大きくなればなるほど分益比率も地主側に有利となるという関係である。とすると、地主にとっては、それを自ら負担してでも天引き部分を大きくして分益比率を有利にしようとする契機がはたらくとみなればなるまい。不在の非経営地主と比べてそれを行なうのにより有利な条件にある在村の経営地主の場合、明らかにその契機に作用されやすいであろう。そのことは、第9表からも読みとれるように、地主側に有利な分益比率は主として経営地主の間に多くみられることも一致するように思われる。さらに、フィリピンにおける米価の著しい変動を考慮に入れると、当然返ってくる天引き経費は負担すればするほど収穫時と端境期の間の価格差から生ずる利益が別途に加わってくることになる。こういったことが、50—50などの伝統的な分益比率をいつまでも強く踏襲させる基本的条件になっていると考えられる。

一般に、経営地主のほうが非経営地主に比べて農場経営の改善により強い関心を示すことはいうまでもない。現在の地主に所有権が移ってから導入された経営改善について、回答数の頻度を改善項目別、経営・非経営地主別に示した第13表からも、そのことが明らかになる。経営改善項目のうち回答頻度のもっとも高いのは分割性投入物(divisible input)で、具体的には肥料、農薬、証明付き種子である。つづいて地ならし(leveling)、畦畔作り、灌漑用ポンプ敷設、仮堰の建設、土壌分析、農作業の機械化等土地改良についての回答頻度が高い。ただし、これらの改良はけっして農場全体について行なわれるのではなく、ごく一部に改良を施したとするものであった。農法の改善としてはマルガテ(margate)、マサガナ(masagana)といった正条植え、除草、種子選別、引水等がみられるが、多くの場合たんに試験的に行なわれたにすぎなかったり、また小作人に指示しただけでほとんど実行されていないといった実情である。その他、回答頻度は著しく低いのが、二期作、二毛作など作付パターンの改良、分益から定額への小作制度変更とか小作へ

第11表 分益比率別地主ならびに小作取得分 (単位：ヘクタール当たり)

分 益 比 率	50-50	45-55	55-45	60-40	70-30	75-25
農 場 数	91	11	6	2	11	4
ヘクタール当たり平均収量						
ヘクタール当たり平均収量	46.27	59.39	59.28	60.85	35.91	55.06
マイナス：アガッド ⁽¹⁾	0.47	1.97	1.77	—	0.05	—
マイナス：天引き経費	6.39	11.96	6.84	3.32	3.28	0.44
取 穫 費	0.07	3.85	—	—	0.20	—
脱穀費	2.27	2.82	3.16	2.40	2.08	0.34
種子代	0.94	0.98	0.89	0.92	0.97	0.10
肥料	2.52	3.91	1.85	—	—	—
水利費	0.59	0.40	0.94	—	0.03	—
純 取 穫	39.41	45.46	50.67	57.53	32.58	54.62
地主取得分						
地主取得分	19.70	25.00	22.80	23.01	9.77	13.65
マイナス：地主負担経費	3.06	3.64	2.97	0.54	0.01	—
田植え労賃	2.73	2.74	2.97	0.54	—	—
苗束ね労賃	0.12	0.36	—	—	—	—
水利費	0.20	0.32	—	—	—	—
その他諸経費	0.01	0.22	—	—	0.01	—
マイナス：農場差配人への報酬	0.46	0.92	0.36	—	—	—
土地への純収益	16.18	20.44	20.26	22.47	9.76	13.65
小作取得分						
小作取得分	19.70	20.45	27.87	34.52	22.80	40.96
プラス：アガッド ⁽¹⁾	0.47	1.97	1.77	—	0.05	—
小作取得分合計	20.17	22.42	29.64	34.52	22.85	40.96

(注) (1) 小作人が収穫前に自家消費を目的として水田の一部を刈り取る慣行のこと。

第12表 分益比率別収益比較 (単位：%)

	分 益 比 率					
	45-55	50-55	55-45	60-40	70-30	75-25
稲収穫からの天引き部分	20	14	12	5	9	1
小作人取得分	38	44	50	57	64	74
地主取得分	42	42	38	38	27	25
土地への収益分	34	35	34	38	27	25
経費支出分	8	7	4	—	—	—

第14表 地主の農場施設・機械への投資状況

農 場 施 設・機 械	地 主	
	経 営	非 経 営
トラクタ	11	8
脱穀機	7	3
灌漑機	12	7
除草機	1	—
合 計	31	18
地主総数に対する割合 (%)	46	40

第13表 経営・非経営地主別経営改善 (単位：人)

導入された変化	地 主		合 計
	経 営	非 経 営	
分割性投入物	80	32	112
改良作付パターン	8	7	15
改良農法	18	7	25
土地改良	55	23	78
地主小作関係の改善	3	6	9

の信用供与開始といった地主・小作関係の改善を指摘したのもみられる。

なお、農場施設・機械への投資状況は第14表に示すとおりで、112人の地主のうち49人がトラクター、脱穀機、

灌漑ポンプ、除草機といった機械・施設に投資している。この点に関しては経営地主と非経営地主との間に傾向的差異がほとんど認められない。

農場経営におけるもろもろの決定が、どういふうにだれによってなされるかをみると第15表が得られる。通常、作付品種、使用肥料など重要な項目に関しては地主自ら決定をくだす場合が多く、他方作付、収穫の日時といったいわば型にはまったものは小作人の決定にゆだねられている。上表では必ずしも明示的でないが、だいたいは経営地主の場合にそのパターンが顕著に認められる。これにたいして非経営地主の場合は、作付品種等の主要項目についても差配人、あるいは小作人に決定をまかす

第15表 農場における意志決定パターン

項 目	決 定 者					
	地主	小作人	差配人	地主と小作人と 小作差配	不適 合 ⁽¹⁾	
	回 答 数					
作 付 品 種	44	33	12	23	—	—
肥 穫 日 時	46	32	1	28	2	3
粗 取 日 時	12	78	2	18	1	1
粗 取 日 時	11	82	2	14	1	2
分 取 日 時	11	67	4	12	2	16
真 作 日 時	10	62	2	13	1	24
作 付 地 積	9	63	2	13	3	21

(注) (1) この欄には、意志決定が他の条件によるか、または作業項目自体がその農場でみられないものを含めた。

場合が多い。

すでに指摘したように、地主のなかには農場の経営・管理にあたって差配人を雇用するものがみられる。調査対象となった112人の地主についてみると、32人つまり全体の29%が差配人をもっており、経営・非経営地主別では前者の21%、後者の40%がそうである(第16表参照)。前節の地主分類でいうと、当然のことであるが不在地主の場合にとくに差配人をおいているケースが多くみられる。在村地主のなかでも農場規模が著しく大きい1人については差配人をもっており、また在郷地主にも農場が居住地から遠くはなれている部分について差配人を使っているものもある。

地主の期待する役割からみた差配人のタイプには三つが認められる。すなわち、地主の補佐役としての役割、農作業の監督者、地主の代理人である。地主補佐役としての役割が期待されている差配人の場合、常に地主からの指示を待って行動し、小作人へのレーションの調達・分配、地主の意志を小作人に伝達・普及させること、地主取得分の粃米を倉庫に保管することなどが主たる任務

第16表 経営・非経営地主別差配人雇用状況

差配人のタイプ	総 数	地 主 別	
		経 営	非 経 営
地 主 補 佐 役	18	11	7
農 作 業 監 督 人	9	3	6
地 主 代 理 人	5	—	5
合 計	32	14	18
農 場 差 配 人 を も つ 地 主 の 割 合 (%)	29	21	40

第17表 農場差配人の報酬

報 酬	合 計	差 配 の 任 務		
		地主 補佐	農場 監督	地主 代理
地主取得分の5%	17	10	3	4
地主取得分の7%	1	1	—	—
粗取穫の3%	2	1	1	—
粗取穫の5~7%	3	1	1	1
1シーズン当たり20 cav.	1	1	—	—
年間30 cav.	1	1	—	—
年間100 cav.	1	—	1	—
作付期間1日6ペソ	1	—	1	—
月70~200ペソ	3	2	1	—
地主家族といっしょに生活	1	—	1	—
全 取 穫 物	1	1	—	—
合 計	32	18	9	5

となる。いわば、地主の「使い走り」で、概して経営地主のもとにある差配人にこのタイプが多い。これにたいして第2のタイプの差配人の場合は、文字どおりいっさいの農作業の監督を主たる任務とし、刈取り後の農場では脱穀が終わるまでの期間稲堆(mandala)の監視もやらなければならない。第3のタイプの差配人はまさしく地主の代理人で、農場経営にあたって前二者をはるかに上回る大きな独立性をもつ。通常農場支配人(farm administrator)として農場の改善等を含むいっさいの指揮権限が付与され、経営上の意志決定はひとえにかれの肩にかかる。いうまでもなく、もっぱら非経営地主の雇用する差配人によく見られるタイプである。

これら差配人の報酬は第17表に示されるようになりまちまちである。なかでも、もっとも一般的と思われるとりきめは地主取得分の5%を差配人の報酬とする場合で、同表から知られるように差配の任務の差異とは関係ない。偏差は、むしろ農場の道路からの遠近、地主と差配人との個人的関係、差配人在職期間、等々が勘案された結果のようである。このほか差配人には種々の恩典が与えられていて、たとえば家賃が無料であったり、借借を受ける場合無利子であったり、また医療面での援助が地主からなされたりする。

(調査研究部)